

一般社団法人 東 昭 自 治 会

請負作業の心得

〒325-0101

栃木県那須塩原市西岩崎 232-438

一般社団法人 東昭自治会

TEL 0287-74-6287

FAX 0287-74-6288

URL tosyo-nasu@iaa.itkeeper.ne.jp

この請負作業心得は、地権者の土地、建物及びその関連施設に、最良の維持管理を施し、あわせて自然環境の保全をはかり、当地域の発展に寄与することを目的として設定するものである。

1. 請負届の提出

- 1-1. 分譲地内の敷地作業は予め一般社団法人東昭自治会（以下当会）に届け出を行うこと。

2. 作業中の遵守事項

- 2-1. 作業責任者は自己現場の安全管理はもちろん、第三者の災害防止につとめ、さらに次のことを守ってください。
- 2-2. 作業中に道路並びに隣地を破損した場合には施工管理者は責任を持って直ちに当会の指定仕様によって現況に復すること。
- 2-3. 下草刈りや伐採は土地所有者の要望により可能とするが事前に当会に申請すること。
- 2-4. 下草や伐採した樹木の処分は、自己敷地内にまとめて整理するか又は分譲地外へ搬出して処分すること。

3. 分譲地内での通行遵守事項

- 3-1. 作業車の通行は、必ず事前に当会へ連絡すること。
- 3-2. 工事用の出入り車両は 4 t 車以下とする。クレーン車の進入については当会と協議のこと。
- 3-3. 工事用車両及び荷積みおろし車両は道路の片側に駐車し他の車両の通行に支障をきたさないこと。
- 3-4. 騒音と振動は極力発生をおさえるようにすること。
- 3-2. 重機等の持込み使用については、事前に当会へ届け出て承認を得ること。
- 3-5. 別荘地内車両の運行は、安全運転を心掛けるように指導すること。
- 3-6. 場内制限速度は 30 km 以下とする。
- 3-7. 分譲地内の諸施設（道路、防犯灯、水道、消火栓）その他すでに施設されているもの及び隣接地を損傷しないように注意してください。万一損傷した場合は直ちに連絡し、その指示に従って工事者の責任と負担において原形に復して下さい。
- 3-8. 隣地に諸資材を置く時は隣地所有者から、必ず承諾を得て、万一事故発生の際は、施工業者に於いて必ず誠意をもって善処解決すること。

4. その他の遵守事項

4-1. 分譲地内の焚き火は禁止します。

5. 提出書類

作業に際して下記書類を 1 部提出して下さい。

① 請負作業申請書(兼)誓約書

以上

一般社団法人 東昭自治会 殿

請負作業にあたっては、請負作業心得を遵守し、道路その他の施設を損壊した場合は現状に修復することを誓約します。

1. 工事区画番号及び施主名

施主名

完了 令和 年 月 日

TEL

TEL